

令和5年12月第8回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和5年12月14日(木)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主監 上村 有美

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二 健康福祉課長 澤田 直弘
病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第 1. 議案第65号 令和5年度本山町一般会計補正予算(第5号)
日程第 2. 議案第66号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第 3. 議案第67号 令和5年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第 4. 議案第68号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

- 日程第 5. 議案第 69 号 令和 5 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 6. 議案第 70 号 令和 5 年度本山町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 7. 議案第 71 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について (本山町地域交流ハウス)
- 日程第 8. 議案第 72 号 本山町国民健康保険嶺北中央病院経営強化プランの策定について
- 日程第 9. 認定第 2 号 令和 4 年度本山町歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10. 発議第 13 号 子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書
- 日程第 11. 発議第 14 号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書
- 日程第 12. 発議第 15 号 米軍・自衛隊のすべてのオスプレイの飛行中止等を求める意見書
- 日程第 13. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 14. 総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会、更新住宅建設事業等の調査特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件
- 追加日程第 1. 議案第 73 号 令和 5 年度本山町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 追加日程第 2. 議案第 74 号 工事請負契約について
- 追加日程第 3. 議案第 75 号 財産の取得について (追認)

開会 9 : 0 0

○議長 (岩本誠生君) おはようございます。ただいまの出席議員は 10 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

議事に入ります。

~~~~~

日程第 1. 議案第 65 号 令和 5 年度本山町一般会計補正予算 (第 5 号) について

○議長 (岩本誠生君) 日程第 1、議案第 65 号 令和 5 年度本山町一般会計補正予算 (第 5 号) を議題といたします。補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長 (田岡学君) (別紙のとおり補足説明)

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。まだある。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明続けます。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）ほかに補足説明はありませんか。ないようですので、補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。まず、歳入10款地方交付税について質疑はありませんか。なしと認めます。

14款国庫支出金について質疑はありませんか。

15款県支出金について質疑はありませんか。

18款繰入金について質疑はありませんか。なし。

20款諸収入について質疑はありませんか。

21款町債について質疑はありませんか。

ないようですので、歳出に移ります。

歳出1款議会費について質疑はありませんか。

2款総務費について質疑はありませんか。

次、3款民生費について質疑はありませんか。

4款衛生費について質疑はありませんか。

5款農林水産業費について質疑はありませんか。

6款商工費について質疑はありませんか。

7款土木費について質疑はありませんか。

9款教育費について質疑はありませんか。

11款公債費について質疑はありませんか。

12款予備費について質疑はありませんか。

逐条質疑ないようでありますので、続きまして第2表繰越明許費について質疑はありませんか。

第3表の地方債補正について質疑はありませんか。

ないようでありますので、逐条質疑を終結します。

これより総括質疑を行います。補正予算に対して総括質疑はありませんか。

総括質疑はないようでありますので、これで総括質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第65号 令和5年度本山町一般会計補正予算（第5号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第65号 令和5年度本山町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決す

ることに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第65号 令和5年度本山町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第2．議案第66号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

について

○議長（岩本誠生君） 日程第2、議案第66号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。補足説明を許します。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） 補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。まず、歳入について質疑はありませんか。

ないようでありますので、歳出に移ります。

歳出について質疑はありませんか。

ないようですので、逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。補正予算に対して総括質疑はありませんか。

総括質疑なしと認めます。総括質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありませんか。討論なしと認めます。

議案第66号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第66号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第66号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第3．議案第67号 令和5年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に

ついて

○議長（岩本誠生君） 日程第3、議案第67号 令和5年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。補足説明を許します。

前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。歳入について質疑はありませんか。なしと認めます。  
歳出に移ります。

歳出について質疑はありませんか。なしと認めます。

これで逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。なしと認めます。

討論の申出はありませんか。討論なしと認めます。

議案第67号 令和5年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第67号 令和5年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第67号 令和5年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第4．議案第68号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（岩本誠生君）日程第4、議案第68号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。補足説明を許します。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。まず、歳入について質疑はありませんか。なしと認めます。

歳出に移ります。

歳出について質疑はありませんか。ないようですので、質疑なしと認めます。

逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。補正予算に対して総括質疑はありませんか。ありますか。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）介護保険の基金が相当積み上がってきておるといふふうにお聞きしておりますが、来年度改定があるといふふうにお聞きしております。その基金の増加額が

非常に、3年度から4年度にかけても2,700万余の基金が積み上がっておりますが、それを町民の方に還元するというような予定はないでしょうか。

○議長（岩本誠生君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）お答えをいたします。

今現在、地域福祉総合計画の中で介護保険料の還元につきましても策定委員の皆さんにお示しをしないといけないということで諮っておりますが、今現在、県のヒアリング等で受けておまして、まだ最終の金額等には至っておりません。方向性としましては、増額にならないようにというところで今、計画しておりますけれども、お示しする内容につきましては、現在調整中でございますので、今のところ答弁としてはできない状態であります。上がらないように調整をしておるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総括質疑ありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）システム改修を行って9段階を13段階にするということですが、これ、保険料等上がったりとか、負担が増えるようなことはないのか。細かく区分を区切ってということであるが、これ、本町でも407万かいうたら、全国じゃすごい金額をかけてのシステム改修になると思われませんが、影響等出てくるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）お答えをいたします。

この9段階から13段階になるというのが国の方針になります。この段階というのがどういふものかというのがありまして、基本の標準額が今、6,500円になります。所得に応じてそれを7掛けする、3掛けする、2掛けするとかいうふうな金額に応じて負担割合を調整する段階が、その項目が9段階から13段階に広がるというものになります。まだ最終的に国のほうからその段階にする割合の標準的なものが示されておりませんので、その辺で調整をしていくということになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）やはりこれは国のほうのメリットを考えたか、住民いうか国民のほうのことを考えてやっておるんか、そこは分からないんですけども、ようけ保険料が、負担が増えてくるんか、細かく区切ることによって、収入で。今、やはり国も、片一方じゃ、いろいろ給付金出しもって、増税にも向かって動いているようですが、この9を13にすることによる町民の人のメリットはどういうことがあるというのか、どう捉えておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）お答えします。

税の徴収は住民課が行っております。この改正は、中間所得層の階層を細分化すること

によって、より適正な所得区分に分類するというのが主なことのようにです。逆に言えば、メリットはあるのではないかと思います。そういうことによって、段階別の所得によって適正な介護保険料の算定を行うという改定になっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総括質疑はありませんか。ないようですので、総括質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第68号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第68号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第68号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第5．議案第69号 令和5年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（岩本誠生君）日程第5、議案第69号 令和5年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。補足説明を許します。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）以上で補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。なしと認めます。

歳出に移ります。

歳出について質疑はありませんか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を許します。総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第69号 令和5年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第69号 令和5年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。全会一致。

したがって、議案第69号 令和5年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第6．議案第70号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第2号）について

○議長（岩本誠生君） 日程第6、議案第70号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。補足説明を許します。

佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） 補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

第2条収益的収入及び支出の補正のうち、収入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

次、支出に移ります。

支出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

次へ移ります。第3条資本的収入及び支出の補正のうち、収入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

次、支出について質疑はありませんか。なしと認めます。

逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を許します。総括質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君） 病院のほうでは通所リハビリ事業等やり始まったんですが、運営状況等順調にいておると思いますが、やり始めてから状況とか、ひょっと何かええこととか、問題点とか、出ておれば、どういう今状況なのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君） お答えいたします。

通所リハビリテーション事業につきましては、特別会計から病院会計への移行ということになりますので、特に別段変わったことはございません。利用者に関しましても、多少の増減はありますが、特に変わったことはありません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総括質疑はありませんか。総括質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第70号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第70号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第70号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第7．議案第71号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町地域交流  
ハウス）

○議長（岩本誠生君）日程第7、議案第71号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町地域交流ハウス）を議題といたします。補足説明を許します。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）資料を配付をしたいと思いますので、お時間を。

○議長（岩本誠生君）資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 9：57

再開 9：57

○議長（岩本誠生君）資料の配付終わりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）おはようございます。

この指定管理、この以前や先日、本山町地域交流ハウスの指定管理の募集要項して、そのとき皆さん協議して、いろんな意見もありました。実はこの中でも私が言ったように、

お店がやっぱり何かの形で開いていないときがあるとか、いろいろ等々と皆さん苦言を言いながらしたんですけれども、やはりこれからは商工会が確かに指定管理をしてやるんですけれども、やはり指定管理をして、この中で施設の設置の目的が達成できるかというところで読んでみましたら、確かに本当にいい考えでしていますけれども、今までがちょっといろんなことが、住民の方からの声も聞いていますので、言い方が悪いかも分かりませんが、商工会に指定管理したから丸投げやなしに、確かに町のほうも月に1回とか行って、現場へ行って見て、どんなになっているか、そして、交流広場とか、本当にそういうことをしないと、もう商工会に全部頼んじゅうえいわじやなしに、やっぱり町のほうもしっかりとそういうことをこれからやっていただきたいと思っています。これは要望です。よろしくお願ひします。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のようなことは、これまで住民の方も含め、このログハウス、地域交流ハウスの施設の利用に際してはご意見をいただいております。特に休んでおるときが多いでありますとか、交流ハウスとしての機能、観光情報発信等が不十分さも、そういうご指摘も受けて、今回、商工会のほうでもこの後、再委託先の公募手続からして、しっかりとその指摘の意義とか管理する条件的なものを説明をした上で、そういうものができる方に改めて委託をするような、ちょっと公募のほうも予定しておりますので、またそういうところでしっかりと町も関わって、その設置目的に合った施設管理になるように、なお注意していきたいと思ひます。

町のほうも、ちょっとこの間、担当課として入っている事業者さんとの間、コミュニケーション不足もあったというところはやっぱり反省すべき点だと思います。今度から、運営に関しては商工会のほうも定期的なサポートをしていくということでございますが、運営会みたいなものを組織しまして、町のほうもそれに関わって、一緒に考えていくようなものにしていきたいと思ひますので、またそういうところで対応していきたいと思ひます。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）少し確認と質問ですが、一つは本山町地域交流ハウスの設置目的を改めて、そして、指定管理者制度の趣旨、これはどういうものか、どういう制度であるか、それによる効果は何なのかということも改めて説明いただきたいのと、その説明いただいた上で、様式7にございます施設設置の目的が達成できるのかということにある、さらに業務委託をする、さらには書いていないですが、業務委託することのところで、地域内外の交流人口拡大に資する事業運営のノウハウを持った町内の事業者へ業務委託。このノウハウの中身、もう少し具体的に、これは商工会が出したものですが、この辺をどういうふうに捉えているかということを確認をしたいと思います。

それから、様式8のところでの、収支計画書にあります浄化槽利用者負担割合が75%

と25%、事業者と設置者ですかね、この割合をこう決めた根拠を教えてください。

以上です。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

当施設の設置目的につきましては、地域交流ハウスの設置及び管理条例のほうで、本山町の地域経済の活性化のために、その拠点としての機能を果たすというような目的で設置されたものであります。そのあたりにつきましては、今回指定管理の更新に当たりまして、募集要項のほうにもそういう趣旨等を記載をさせていただきます、そういう目的に沿った管理ができる団体の公募を求めて、申請をいただいたのが商工会ということになっております。

なお、商工会のほうの施設管理に当たります様々な事業計画の中で、基本的な管理の方向性等については記載をいただいておりますが、そのとおりであります、商工会のほう事業者支援とか、そして、現在商工会のほうでは空き店舗調査のほうも、そういう事業も実施をしておるといことで、様々な経営的な面でありますとか、今後この指定期間中に新しく入っていただいた事業者さんに対してもフォローアップ、経営的な面をしっかりとサポートして、将来的な自立に向けてもフォローしていきたいというような考えも持っております、そういうようなトータルのサポートをできるというのはやはり商工会以外にはなかなかない、町内ではないんではないかというふうに評価をしておるところであります。

あと、浄化槽等の管理区分につきましては、75%と25%というような割合を今回、案分で考えさせていただいてまして、これはあくまで商工会のほうのこの事業計画策定時の商工会が考える案であります、一定管理区分のほうを事業者、テナントになる事業者が利用する部屋の面積、あと、商工会がそのほか管理するようになりますが、そういう面積で考えていきますと、商工会は主には共用のトイレとか、共用のところは商工会。あと、営業する部分は委託先の事業者というふうな区分分けがされております。そこでの大体の使用料が大体、負担を考えたときに25%ぐらいが妥当であろうというようなところで提案されたものであります。そういうようなところでしっかり商工会の管理を、関与していくということになります。

すみません、全ての質問に答えられたか分かりませんが、ぬかっておったら、また補足をさせていただきますと思います。

○議長（岩本誠生君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）松繁議員の質問の中で、指定管理者制度とはということがありましたので、お答えしたいと思います。

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の一部改正によりましてできた制度でありまして、地方公共団体が公の施設の管理を行わせるために、株式会社をはじめとした営利企業、財団法人、NPO法人等々、その法人の団体に代行させることができる制度という

ことであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）指定管理者制度について、どういうものかというのはお伺いしましたが、なぜそれができたか、その背景。そうすることによって、何がよくなるのかという、そういう経過があったと思いますが、そのことを、いつできたかではなくて。それも教えてもらってよかったです。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

先ほど総務課長のほうからも話がありましたけれども、そういう経過で制度ができましたが、やっぱり公共施設を運営していく上で、民間活力を導入して、民間のノウハウを生かすことのほうがその機能をより十分に生かせるという場合には、指定管理者に任せていったほうがいいだろうと。いわゆる民活というのがその頃によく言われましたけれども、民間の力をお借りして、公共で直営でやるよりもそちらのほうが機能が発揮できるという場合には、指定管理をしておると。指定管理の制度はそういったことで行っておるといふふうに私は理解しております。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。

私も民間活力の導入というのは町の活性化にとっていいことだし、そして、さらに、町長は触れませんでした。指定管理制度をすることによって住民サービスがより高まる、これが大事だといふふうに私は認識をしておりますが、そういうことでよろしいですね。その確認でした。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）ちょっと私も確認ですけれども、民活によっていろいろな商売をやって、交流人口の拡大とか経済活動を充実させていくというのは、それはそれでいいと思います。ここの様式7表の5、地域活動との関わりや地域に対する貢献についての項目です。町はどこまで指定管理者にこういう項目を要求しているかということについて確認させていただきたいと思います。

この文面では、地域で開催されるイベント情報等は、チラシやパンフレット等を施設内に置くことで、常に入手できる体制にするということです。ただ、休日だとか、休業日も含めてですけれども、やはり情報を欲しがっている人は説明も求めていると思うんです。ただパンフレットを取って、それが効果じゃなくて、こういうイベントがあるとか、この場所はここですよという説明が必要だと思うんです。

委託については、この指定管理者に対してこういった観光業務というか、案内の業務を委託するというのであれば、業者にその項目を委託するか、あるいは、自分の商工会が

やる必要があると思うんですが、この指定管理者制度で町はこういった5項目めの事項について、どこまで、どこまでというか、これで言うと、チラシやパンフレットを置くことで目的が達成されているのかどうかということについての所見を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

情報発信、地域に対する貢献についてという考え方について、申請書で示されている5の項目であります。観光情報等案内機能もやはり交流ハウスの中の一つの役目となっております。これ、今後の話合いになるんですが、基本的にはやはり営業時間の中ではパンフレットの設置とともに観光案内、そこに来られたお客さんに対する、質問等に対してお答えするような、そのような形で、今回委託業務としまして別途商工会から事業者には毎月2万円の、そういうことも含めた委託料ということでお支払いして、しっかりそういう観光案内業務にも対応していただくということは基本的に考えておるところであります。

なお、その場合、休日等にクローズしておるときにどうなるのかいうところは、今後の検討課題にはなっておりますが、施設の管理のところも含めて今後、商工会と詰めていくようにしておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）委託業者というか、入っていただくところにそういった案内も依頼するというので、そこは了解。できるだけ土日は役場というか、担当課なんかもないわけですので、できるだけ営業は土日はできて、休業をどこか、平日だったら観光的なこと、あるいは地域に関わる問題でも商工会もおりますので、管理はできやすいかなと思うので、その辺の営業時間等の調整も商工会のほうには考慮して委託するように要望すべきかなと思うんですが、それに対する所見をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、観光案内業務は土日が多いということも想定されます。そのあたり、平日でありましたら、先ほど言われましたとおり商工会や役場がフォローすることもできますし、土日については一定テナントに入られる事業者のほうでできる限り対応していただく方向ではまた協議をしていきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですかね。

ほかに質疑はありませんか。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）設置の条例を今読んでみたんですけども、アウトドアビレッジ本山に求めておるところには情報発信というような項目が具体的に書かれてあるんですが、この交流ハウスについては商工業の発展にというような形で、情報発信もしてくれというような具体的な項目は一切ないんですね。そのところをきちっとしておかないと、や

はり今年土佐市のほうであったようなことにもつながってくると思うので、その目的と  
いうものをしっかりと条例等に加えるべきじゃないだろうかと思うんですが。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

その表現のところでは情報発信がないということではありますが、地域経済の活性化と  
いうような大きな目的の中では、そういう機能も果たしていかなくやならないというふう  
には考えております。また、その立地場所も本山町の一番玄関口という立地のこともあ  
りますので、そういうところでは情報発信の機能もその中の一つとして果たしていければ  
というところで捉えておるところであります。

なお、その条例等の整理については今後検討させていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）先ほどの説明の補足でありますけれども、この設置条例の中で、  
指定管理者が行う業務という項目の中で、第4条第4項に、前3項に掲げるもののほか、  
町長が必要と認める業務という項目がございます。具体的にはありませんけれども、今回  
指定管理の指定をすることによって、今まで話し合った内容について協議をして取り組ん  
でいただくということがこの項目に当たると思いますので、明文化ということではなくて、  
この中に含まれておることをご理解いただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）5番、よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。はっきりと手を挙げてください。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）地域交流ハウスが、以前は入って右側に町民スペース等々あったよ  
うですが、今もう全て店、店舗になっておるようなんで、これ、地域交流ハウスがチャレ  
ンジショップのような使われ方になっておるんじゃないかと思われま。商工会が指定管  
理を受けて、同じ店舗がもう10年間やっておる。やはり今度もチャレンジショップが2  
店舗、商工会が受けて、そちらは1年か1年半で次を探していかないかん。それで、こ  
ちらは地域交流ハウスのもう名前変えたほうが、もっと受け入れやすいんじゃないかと思  
う。

本山町地域チャレンジショップハウスとか変えると、今の使われているがに合うんじ  
ゃないかと思うんだけど、何かやはり地域交流ハウスというと、地域住民などがいて、  
そこで何か集会所じゃないけれども、ちょっと使えるんやろうかみたいな、前はそんな感  
じに聞いておったんですけども、今はもう商工会のほう店舗に託して、その店舗の  
営業中でないとトイレ等も使えない。地域交流ハウスの名前を残すんであれば、やっぱ  
りトイレも外部から利用できるとか、町民の人等使える部屋があるんやったら、外から  
その部屋だけは決められた時間というか、使えるというふうにしなないと。

やはり片一方、地域交流ハウスのほうはもう指定を受けると、店舗として5年間とかず  
っと使えていける。片一方、チャレンジショップのほうは1年か1年半で出ていかないか

んという、やはり同じような指定管理で同じような使われ方をして、やっぱりそこで公平性とかいろいろ、やっぱり町民の人なんかにも疑念を持たれるようなことのないように努めていかんと、非常にやはりいい施設、いい建物をいかにみんなによく受け入れられてもろうてよかったねというふうにもっていかんと、やっぱり最後に行政不信とかにもつながってくるんじゃないかと思われるので、そこをやっぱり十分気をつけてやっていくべきではないかと思われま。

やっぱり町民の方の利便性向上が一番じゃないかと思われまが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）執行部に申し上げます。本来のこの地域交流センターの目的というのは、あそこで店をすとかいうようなことではなかったはずであります。ですから、まずは地域交流センターとしての役割が十分果たしているかどうかということを確認の上、スペースを、たとえばテナントとして喫茶店をすとか、コーヒーショップです、今の場合。うどん屋にすとか、そば屋にすとかいうことは後の運用の問題であって、まずは地域交流センターの本来の目的が果たせるような形になるかどうかということを中心に考えた上でご答弁をいただきたいと思いま。

では、答弁を求めま。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

大石議員のご指摘のようなこと、様々な課題、問題点もございますので、そういうものを今回指定管理の切替えの期間、約1か月間、ちょっと協議期間を設けるようにしてございまして、しっかり課題を受け止めまして、商工会と地域交流ハウス、本来の目的を果たすような機能を持たすようにしっかり検討していきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）ぜひ、やっぱり本山の玄関口であり、非常に本町にとって大事な役割になるので、やっぱりそれが十分生きて、本町にとってもすごい、町民の方にとってもよかったねというような使われ方に、やっぱりみんなで汗を流していいものをつくり上げていくべきと思っておりますので、指導助言とか、できることがあったら町も積極的に関与して、みんなでいいものをつくり上げていくという。ただ指定管理を受けられたので、それでもう放っておくようなことじゃ、本当やっぱりどうしようもないので、よりよき本山町のためにみんなで汗をかくようにということで。

○議長（岩本誠生君）そういうご意見でありますので、よりよき本山町のためにぜひともいい施設運営をお願いします。

ほかに質疑ありませんか。質疑ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行いたいと思いまが、討論の申出はありませんか。なしと認めま。

議案第71号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町地域交流ハウス）の採決を行います。

この表決は起立によって行いま。

議案第71号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町地域交流ハウス）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第71号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町地域交流ハウス）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで休憩に入りたいと思いますが、その前に開会前にお配りをいたしました議事日程の第4号であります。これの日程の第12、発議第15号の表題が違っておりますので、ご訂正をいただきたいと思います。米軍・自衛隊のすべてのオスプレイの飛行中止等を求める意見書というふうにご訂正をお願いしたいと思います。ちょっと表題が違っていたようでありますので、ご訂正をお願いします。

それでは、これより時間、50分まで休憩をしますので、暫時休憩します。

休憩 10:36

再開 10:50

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第8．議案第72号 本山町国民健康保険嶺北中央病院経営強化プランの策定について

○議長（岩本誠生君）日程第8、議案第72号 本山町国民健康保険嶺北中央病院経営強化プランの策定についてを議題といたします。

補足説明を許します。

佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）令和5年から9年にかけての経営強化プラン、プランに沿って、やっぱり嶺北中央病院、この自然の中にあり、嶺北の救急のとりでであり、やはりいいところも積極的にPRして、また、市内の辺からも来てもらえるような魅力ある病院づくりにすると、またいいんじゃないかと思われま。前は温泉とかもちょっと、温浴とかも取り入れてもいたりしたんですけれども、そういうこともまた、あまり費用とかボイラーとか負担がかからずできるのであれば、そういうことも取り入れたり、やはり病院に、県内とか県外でも、病院とか先生、追われていく患者さんとかも非常に多いので、やっぱり嶺

北中央病院も自然もあり、川も山もあり、ええところなので、いろんな人の、嶺北中央病院に來ただけで、ああ、元気になった、何か治ったねみたいなふうにもっていくと、費用もかからずに収益も上がってくるのではないかとも思われます。

それと、あと、細かいことですが、役場が非常に駐車場とか街灯とか整備した中で、嶺北中央病院の街灯が分けて消えているようなところとか、あと、病院に上がるスロープが何か雨の日ちょっと滑りやすいとか、いろいろ細かいようなところも聞こえてきたりもするので、大きいエレベーターとかいろいろ修繕もあるとも思われますけれども、小さいところへもやっぱりスロープとか滑ると転倒とか、滑って危ないけ、よう歩きにくいねとかいうふうになってもいかなので、いろんなところへも気を配りながら、いい病院経営、どうかやっていってほしいと思います。街灯とか、修繕の予定があればお伺いします。

○議長（岩本誠生君）佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）ありがとうございます。

議員おっしゃるように、本当にこの病院の魅力というものをどういうふうに発信していくかということが本当に難しいところでもあります。それをこれから先に一番伝えるのは、またホームページ等を充実して、そういうところからも発信していくことは考えておるところです。

また、市内から来る患者さんということをおっしゃられましたけれども、それに関しましては、やはり本山町出身の方で今、市内にいてる方とかいう方で時々おいでしてくれる方はおるんですが、やはりこちらの居住に関係する以外の方の、なかなか今のところこちらの病院に来ていただくということが見込まれておりません。というのも、やはりこの高知県は病院が多いというところにありますし、高知市、南国市に関しましても、やはり大きな病院とか三次救急の病院もございますので、そちらのほうもできる限り二次救急といたしましても、できる限りの努力は努めていきたいと考えております。

温泉等の活用につきましては、また違う問題になっていきますので、そこは役場の組織の中ででも皆さんも聞いておりますし、検討していつてはどうかと考えております。

県外からの患者さんというか、県内外ということなんですが、今回、外科の医師が香川県から来られています。香川のほうから先生を追いかけてではないですけども、おいでしてくれる患者さんも数名おいでるところが実態です。

それから、駐車場の街灯になっておるんですが、夜間、救急等でうちにおいでの方もあるんですけども、正直、間引いております。というのも、全部明々とするよりも、向こうのほうに車を止めていただくことが可能ですので、そちらのほうで省エネを考えて少なくしている状況にはあります。

スロープのことに関しましては、ご指摘のあったように私も考えておりますので、早急に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）それと、コロナ禍等のときに役場等の職員の方はじめ、また特に病院の関係する職員、スタッフの人なんか、外出もできんかったりとか、旅行とかもいろいろコロナ禍でやっぱり制限がかかっていたと思うので、コロナが落ち着いたら、コロナの出れなかった3年分じゃないけれども、業務に支障がない範囲ぐらいで定期的にいろいろレクリエーションじゃないけれども、研修も行ったり、いろいろやりくりしもってやると、ストレス発散というか、また仕事も楽しくなるんじゃないかと思われまますので、コロナとか緊急時はやっぱり皆さんきつい業務に当たられていたと思うので、ちょっと落ち着いたら、人のやりくり等をしもって、そういうのをやっていくと非常にみんなのネットワークというか、協力関係とかも深まって、非常にいい効果が出るんじゃないかと思われまますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）ありがとうございます。

コロナにしましても、また最近インフルエンザが流行してまいりました。感染症は今のところゼロでないというのが現状ではあります。その中で、今年の春から歓迎会、観桜会というものなんですが、観桜会、そして、先週は忘年会を開催いたしました。今までできなかったことを少しずつ再開して、職員のストレス等の発散にもつながるのではないかと、いうところで、また実施していきたいとも考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ちょっとお聞きしたいんですけども、今現在、嶺北中央病院ではコロナ感染者がもういないということですが、これは別かも分らんのですけれども、現在、2週間に1回、入院している方に面接を、今2週間に1回になっているんですけども、やっぱりコロナが減少して、ないということになったら、1週間に1回とか、そういう感じにはこれからはなっていくがでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（岩本誠生君）佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）お答えいたします。

面会のことと思われるんですけども、少し前までは2週間に一遍ということでしたが、少し和らいでまいりましたので、1週間に一遍ということになります。感染症を扱う、昔、3階の奥のほうで入院を管理していたところなんですけど、現在、2類から5類に変わったというところで、2階病棟の中で感染症の方を診させていただいております。その関係もありまして、やはり一番怖いのは外からの持ち込みというのが一番、ほかの入院患者さんにも迷惑をおかけしますので、一番注意しているところでありますので、その状況によってまた1週間に一遍がもっとゆるいであるということもありますが、何せ

病院という組織でありますので、できる限りの対応はしていきたいんですけども、感染に対しても注意をしていくというのが現状であります。まただんだん変わってきますと、そのほうも緩んでくるとは思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかにございませんか、質疑は。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）私のほうからは、働き方改革についてお伺いいたします。

説明されなかったこちらの冊子のほうの24から25に、特に病院職員全体、働き方改革大事だと思っておりますが、特に医師。さらに、医師は確保しないとこれは解決しないんだらうというふうに思っておりますが、今、嶺北中央病院の場合はいわゆるこのA水準というのがあって、それは超えていないのでということで、努力義務になっていると思っておりますが、それでもやっぱり960をどれだけ超えていないのかちょっと分かりませんが、その実態を改革するための具体的にいろんな、26ページにかけていろいろこうする、ああするというようなことも出ておりますけれども、私が考えるに、やっぱり医師を確保しない限りはこの医師の働き方改革ができないというふうに思っておりますが、そうした見通しや現状についてお伺いしたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）松繁議員のおっしゃるとおり、医師の確保につきましては大変苦慮をしているところであります。現在、9名の常勤医師がおりまして、7名が当直ができます。そのことによりまして、週に1回当直するということが来年から基本的なルールとされてきておりますので、そちらのほうから考えると、7名の当直医が要ることが言えます。現在は7名の当直医がおりますので、時間外についても、夜間救急で来て、実労働時間内に関しましては時間外で払うというふうなことはしておりますけれども、その点に関して、医師確保というのが町のほうの課題でもありますし、それが県のほうでもそちらのほうが大きな、へき地医療協議会のほうでも問題になってきております。

今後におきましては、内科医師確保につきましてもそうなんですけれども、そのほか外科系の医師の確保についても大変考えて、努力をしていかなければいけないというところがありますので、そちらのほうは皆さんにご協力もいただいて、そちらの確保ができるように努めてまいりたいと思っております。

また、全体的な働き方改革としまして、病院はシフトといいますか、役場のように朝来て夜帰るというのでは、夜間、準夜も深夜もあるというふうな深夜勢になっております。そこで、やはり職員の本当の勤務時間を把握すること、それから、時間外に対してもそうなんですけれども、きちんとまたそちらのほうを把握するために、4月より勤怠システムを導入する予定となっております。それに合わせまして、職員のほうもいろいろ考えていくというところが今の病院の課題にもなってくるころなんですけれども、それで働きにくい病院になってはいけませんので、いかにどういうふうに関わりやすさもそうですし、やりがい

もそうですし、うちの病院がこれからどのようにやっていったら、職員に対しても、それから、患者様に対してもよくなっていくかということを考えていくということを含めて、働き方改革を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）4番、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）1点の確認と2点の質問をさせていただきたいと思います。

この嶺北中央病院経営強化プランというのは、とどのつまり民間企業でいうところの中期経営計画であると解らせていいというのが1点目の確認です。

それと、この概要版の2番、嶺北中央病院の現状認識というところの右の上ですか、病床数やその他の医療機能を再構築していく必要があるということが書かれています。病床数につきましては、たしか人口10万人辺りの病床数が高知県は全国で一番多いと。たしか神奈川県が一番少なかったように記憶しております。現在、嶺北中央病院の99床を病床数そのものを変えずに、例えば急性期、慢性期、回復期のその各症状に合わせて病床数を変更するというふうに柔軟な運用ができないものかということについて、1点質問させていただきます。

それで、もう一点目の質問は、9月の病院の決算のときも言いましたが、病院の長期借入金につきましては、今後この中期経営計画の中においてどういうふうに位置づけをして、いかに減らしていくかについて、この2点についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）お答えいたします。

今回、嶺北中央病院の経営強化プランというものをお示ししたんですけれども、これはこっちのほうのプランの策定に当たりましては、国のほうから公立病院の再編、ネットワーク化、経営形態の見直しを行ってほしいという意向もありまして、この経営強化プランを、また民間とは違ったところが、もちろん公立病院としましては交付金への算入とか、いろんなこともありますので、それを含めて経営強化のプランの見直しというのが何年かには一遍という割合なんですけれども、そちらのほうで示されたところに今回ガイドラインを策定いたしました。

続きまして、病床数の再構築というところなんですけれども、これは当院だけの問題ではなく、嶺北地域には近隣に数々の病院がございます。そちらのほうを地域医療構想の中で連携を取りながら、その役割、分担というのを現在も、昔もやってきているところなんですけれども、やはり現在の状況を勘案して、いろんな病院の事情がございます。その状況を踏まえて再構築していくということはあると思います。例えば、99床残して、3階の医療療養を介護医療にするとか、2階の55床を一般病床と医療療養に分けての2病棟をつくっていく、これは私の例で今述べさせていただいたんですけれども、そういう

ふうな再編というのは今後考えていく必要もあるのではないかと考えております。

長期借入金のことについてなんですけれども、前に監査委員さんにもご指摘がありました。それで、役場の財政の総務のほうとも話し合ってきたんですけれども、やはり借入れをしたときに、国の起債を、国のほうから有利な起債を借りたんですけれども、そのときの金利というものは国はもう見込んでおります。今回、繰上償還を行った場合にも、その繰上償還を行った分にも金利は払わなければいけません。次に、別のところで安く借りた場合にも、また手数料が金利以外にも発生するということが見受けられますので、ちょっと簡単に長期な借入れの分の繰上償還というところは今ちゅうちょしているところです。まだいろいろ考える余地はあるかもしれませんので、今後これについても考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

1番、澤田康雄さん。

○1番（澤田康雄君） 庁舎もできまして、庁舎、隣のスーパーがあるということで、大変皆さんから便利がええということで言われておりますが、この6番、中ほどにある在宅医療ですが、これから在宅の患者さんも増えてくると思うんですが、令和5年度から開設した訪問看護ステーション、また、通所リハビリテーション強化とありますが、これからの取組とか、どういう強化を考えておるのかお聞きをいたします。

○議長（岩本誠生君） 佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君） お答えいたします。

こちらの3番の6)で在宅医療についてお示したところなんですけれども、現在、やはりこの嶺北中央病院にかかってくる患者さんも高齢になってこられて、だんだん通院も難しいという方が増えておるのが現状であります。その方に対しましては、医師がやはりこの方を訪問看護や訪問医療が必要と認めた場合に、そちらのほうの制度を適用することにもなるんですけれども、その掘り出し、そういうふうな患者さんをきちんと拾っていく、そういう患者さんを見逃さないというのがまず病院のスタッフができること。それをすることによって、少しでも在宅で最期をみとれるような住民の方を増やしていくということを目的としております。

訪問看護はそちらのほうの仕事になっておるところなんですけど、通所リハビリにつきましても定員がありますが、その定員許す限り通所リハビリをして、フレイル予防といえますか、それからまた、今の状況を保てるように、これ以上悪くならないようリハビリも行っておりますので、そういうふうなことに取り組んで、健康寿命を延ばすというところに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 1番、澤田康雄さん。

○1番（澤田康雄君）ちょっと言い忘れたんですが、その訪問看護ですが、大豊町とか土佐町なんかも利用者には利用できるということでしょうか。お聞きします。

○議長（岩本誠生君）佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）現在の時点では、本山町の方が主に診させていただいているんですけども、嶺北地域が一応訪問ステーションの設置要綱の中にはうたっておりますので、要件といいますか、そちらの方の状況を見据えて、可能と思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）今、嶺北の話も出ましたけれども、住民の皆様の安心安全の生活を確保するという意味では、医療というのは非常に重要な役割がありまして、その中でこの嶺北中央病院は本山町のみならず、この嶺北地域の唯一の公立病院としてその役割を担っております。先ほど事務長の方からも話がありましたけれども、2番のところに、現状認識のところ、救急であれば本町で32.6%、その他は大豊町、土佐町ということで、これを見ても分かる通り、非常にそういう意味での嶺北での役割も大きなものがございます。

救急に併せて急性期の医療も嶺北中央病院のみでございますし、人工透析なんかにも嶺北地域で唯一ということで、今まで市内へ透析に行かれていた患者の皆様も嶺北で透析を受けられるという状況にもなっておりますし、そういう意味では本山町でなくてはならない公立病院でもありますし、あわせて嶺北地域でもなくてはならない公立病院というふうになってきております。人口が減少する中で、非常にその経営は厳しいことも将来、いや、今ですけれども、想定をされております。私も知事のほうにも、この公立病院はなくてはならない病院と、災害時には内陸地にある病院としての役割もあるんじゃないかということも踏まえて、支援を要請してきたところでございます。

嶺北中央病院では今、月一で運営委員会も開いて、その経営についても本当に真剣に考えていただいております。今後、この嶺北中央病院の在り方とかいうことにつきましては、中長期的にも見ても、議員の皆様とも一緒に考えていかにやいかんことが将来起こってくるということは、もうこれ避けられないだろうというふうに思っておりますけれども、その都度また皆様にもご相談もさせていただいて、このなくてはならない嶺北中央病院を守っていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様のご支援もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第72号 本山町国民健康保険嶺北中央病院経営強化プランの策定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第72号 本山町国民健康保険嶺北中央病院経営強化プランの策定について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第72号 本山町国民健康保険嶺北中央病院経営強化プランの策定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第9. 認定第2号 令和4年度本山町歳入歳出決算の認定について

○議長（岩本誠生君） 日程第9、認定第2号 令和4年度本山町歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

認定第2号 令和4年度本山町歳入歳出決算の認定については、本定例会初日の12月5日に提案され、特別委員会に付託し審査をお願いしてきたところであります。委員長より、審査が終わった旨の報告をいただいておりますので、報告を求めたいと思います。

令和4年度決算審査特別委員長、2番、川村太志さん。

○決算審査特別委員長（川村太志君） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） 決算審査特別委員長より審査の結果の報告をいただきました。

認定第2号 令和4年度本山町歳入歳出決算の認定については特別委員会で審査をしており、質疑を省き、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

まず、討論を行います。発言のある方はありませんか、討論。なしと認めます。

それでは、認定第2号 令和4年度本山町歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

認定第2号 令和4年度本山町歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、認定第2号 令和4年度本山町歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

ここで町長より追加議案の申出があります。暫時休憩をいたしまして、議運を開いていただきたいと思います。暫時休憩します。

休憩 11：29

再開 11：51

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

追加議案が出ておりますけれども、午後にしたいと思いますので、1時まで休憩とします。

休憩 11:51

再開 13:00

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程追加の件

○議長（岩本誠生君）お諮りします。

ただいま町長から議案の追加提出がされました。

この際、上程し、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、議案第73号から議案第75号を日程に追加し、追加日程第1、議案第73号 令和5年度本山町一般会計補正予算（第6号）、追加日程第2、議案第74号 工事請負契約について、追加日程第3、議案第75号 財産の取得についてとすることに決定をいたしました。

資料を配付のため、暫時休憩します。

休憩 13:01

再開 13:01

○議長（岩本誠生君）資料配付が終わりました。休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長に追加議案名を朗読させます。

松原事務局長。

○事務局長（松葉早苗君）（別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生君）以上で朗読を終わります。

提出者の説明を求めます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり追加議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で提案理由の説明を終わります。


~~~~~

追加日程第1. 議案第73号 令和5年度本山町一般会計補正予算(第6号)

○議長(岩本誠生君) 追加日程第1、議案第73号 令和5年度本山町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長(田岡学君) 資料を配付したいので、取り計らいをお願いします。

○議長(岩本誠生君) 資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 13:04

再開 13:05

○議長(岩本誠生君) 資料の配付が終わりましたので、補足説明を求めます。

田岡総務課長。

○総務課長(田岡学君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(田岡明君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 以上で補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入、14款国庫支出金について質疑はありませんか。

19款繰越金について質疑はありませんか。

歳出に移ります。

2款総務費について質疑はありませんか。

6款商工費について質疑はありませんか。

12款予備費について質疑はありませんか。

質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

逐条質疑を終結します。

続いて、第2表の債務負担行為の補正について質疑はありませんか。

ないようですね。ですから、逐条質疑を終結します。

これより総括質疑を許します。

総括質疑はありませんか。

ありませんか。ありますか。

8番、大石教政さん。

○8番(大石教政君) 2回目の地域振興券というか応援券、非常にいいと思われれます。それと伴う最終処分場が2年遅れるということについては、運用の影響等はないのかお伺いし

ます。

○議長（岩本誠生君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）先日の県からの説明においては、現在運用している日高にあります最終処分場の延命措置もできているということで、建設が2年遅れることについての県民生活の影響はないと伺っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総括質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第73号 令和5年度本山町一般会計補正予算（第6号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第73号 令和5年度本山町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第73号 令和5年度本山町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

追加日程第2．議案第74号 工事請負契約について

○議長（岩本誠生君）日程第2、議案第74号 工事請負契約についてを議題といたします。

補足説明を許します。

（「議長、資料の配付をお願いします」の声あり）

○議長（岩本誠生君）資料の配付を求められておりますので、資料の配付をしてください。

暫時休憩します。

休憩 13：17

再開 13：18

○議長（岩本誠生君）資料の配付が終わりましたので、補足説明をお願いします。

前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）この導水管の件について、ちょっとお伺いします。

まず、空中部分と、それから地中に埋める部分があるということで、空中管の水を止めた状態で凍結しない温度というのは、どれぐらいに想定されているのかということと、それから地中に埋める導管、導水管のところの管理道、管理するところは通常だったら道路を使うので特に問題ないんですけれども、これを見ると山の中を走っているわけですが、管理道はどうなっているのか説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）答弁をお願いします。

前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）空中管につきましては、当然凍らないような保護をするものがありますし、水もずっと通っていますので、耐熱というか耐寒ができるような管と、それと保護で凍らないように凍結の対応をいたします。

それと管理道ということですが、ほぼ土の中へ埋めてしまうので、管の管理をするためのいわゆる管理道を管の隣につけるとか、そういうことはちょっと今のところはないんですけれども、途中、止水弁とかそういうものがあるところで管理をしていくということになると思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）水は常時、それなら空中管のところは流すような設計にされているわけですね。

それと、その管理道の話は、例えばこれから多分何年使うか分かりませんが、30年、40年したらやっぱり山の中なので、草木が生えます。やはりどこか水抜きとか、それから途中のところのどこまで水がきているのかという管理をしなければいけないと思うんです。少なくともそういうところの保全というか、ちゃんとその管理ができるようなところは設けるべきではないかと思いますが、そういった処置はされていないんでしょうか。答弁求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）まずは、飲料水供給施設ということで、簡易水道でしたら私たち職員のほうは導水、配水途中の状況も確認しておりますが、飲料水供給施設なので、地元の方にちょっと管理をしていただかなければならないということもあります。

ただ、途中でいろんなトラブルも発生することもありますし、断水とか漏水、いろんなことがありますので、途中で水抜きのドレン管なども配置していますので、地元の地域の皆さん、水を使われる方にきちんと使いやすいうように指導というのはおかしいですけども、こういうふうに使方をする、こういうふうに管理をするということをお話していきたいと考えています。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）新しい飲料水供給施設整備ができるということで、非常によいと思われま。水源地においても水量も十分あると思われま。それでやっぱり水、水道とか安定してくることにより飲み水と、あと防火灯にも非常に有効的にも使えるんじゃないかと思われま。

それと、余った水、オーバーフローとかじゃないけれども、余った水等流すところへちょっとアメゴとか飼うたりとか、この水道がを有効に余すことなく使えるようなことも今後検討していくと非常にいいんじゃないかと思われまが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）質疑でありますので、ある程度は認めていますけれども、飲料水のところへ魚をとというのは認められておりません。

○8番（大石教政君）余った水よ。

○議長（岩本誠生君）余った水でも、それは補助事業の関係もあって認められておりませんので、答弁があれば答弁をしてください。

建設課長。できんかったらできんと、はっきり言ってやってください。

前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）住民の皆さんが生活に使う飲み水とか、お風呂とか、そういうのに使うための水ですので、それを魚を飼うために運用するとかいうのは、ちょっと事業的に非常にあまりよろしくないと思われまので、そこら辺はちょっと申し訳ないですけども、できないと思われま。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めま。

議案第74号 工事請負契約についての採決を行います。

この表決は起立によって行われま。

議案第74号 工事請負契約についてを原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めま。

起立全員。全会一致であります。

したがって、議案第74号 工事請負契約については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

追加日程第3．議案第75号 財産の取得について（追認）

○議長（岩本誠生君）続いて、追加日程第3、議案第73号 財産の取得について（追認）を議題といたします。

補足説明を許します。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）それでは、補足説明を求めます。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）以上で補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）基本的なことで、町長が冒頭にお断りもされておったようでございますが、少し聞きにくかった部分がございます。今後、このようなことが二度と起こらないような対策、もう少し詳細にお願いできたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君）先ほど町長から具体的にありましたけれども、もう一度、町長いいですか。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

こういう契約につきましては、全て町長までの決済がございますけれども、その際の回議書とか工事請負締結伺いの様式の備考欄とか、摘要欄に議会議決が必要か必要じゃないかという欄を設けまして、そこに必ずチェックを入れるということで、既に様式を変更して今後の契約につきましては、小さな額の契約も含めてそういう欄を設けまして、議会の議決が必要な案件じゃないかどうかということを確認して、私たちが決裁する際にそこも確認をして、今後こういったことが起こらないように法令遵守に徹底をしております。ということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）そういうことで、きちんとよろしくをお願いします。例えば、だんだんと業務が多くなってきて、少ない職員でいろいろな業務をこなしております。少しお互いが事務検査し合うような体制、例えば、これ案でございますが、各課に課長補佐がおられます。それぞれの課長補佐さんがどこかお2人で、他の課の特異的な事業でもいいし、従来的な事業でもいいです。それを上半期、下半期に分けて、それぞれ事務をチェックするとか、そういうようなことで、全てじゃないです。1件とか2件、重要な事業、そういうふうなことで少し法令遵守の部分で、少し組織の中で工夫なされたらどうかと思います。これは、あくまでも案でございますので、以上といたします。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）やはり、町のほうとしても議会に提案とかしてもらわんと、なかなか今日、急にいろいろ5件まとめて出してこられても、なかなか内容等も分かっているんで、やっぱり議会軽視みたいにもなってくる。執行部、議会等が協力して決めていかんと、町民の人の信頼関係にもつながってくると思うので、今後十分気をつけてもらいたいと思います。

工事なんかは、よく金額多かったら臨時会議等開いてやっておるので、こういう財産取得もやっぱりかちかちやっついていかんと、片一方では法令に乗って事務執行努めてやっています言いよって、やっぱりぬかりがあると非常にふだんいろいろできておっても、やっぱりできていないと非常に捉えられたりもするので、よく気をつけてもらいたいと思います。

それと、この中で白髪山のトイレとあるんですが、こういう山の上のトイレはよく募金箱等を置いて、構わん人には募金とかちょっと補助等も高い山等になったらよくやられておるんですが、本町はどのように考えておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）その件については、議題、議案と直接関係ないので、そういうことについては、意見ということで。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）もうご指摘のとおりでございます。法令遵守に今後徹底をしてみたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（岩本誠生君）いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）2点お伺いします。

まず、これはどういう経緯でこれだけの財産取得の議会承認が必要なものが抜けていたかということが発覚したのか、どうして気がついたのかということをお伺いします。それと、この取得財産の3番と5番、これ、もし同じものにしたら、あまりにもこれ金額が300万円ぐらい違いますけれども、これは名前が一緒で、例えば車の型式が違うのかどうか。それとも同じものですが、この時間の経過、2年間の間に物価高騰等で約200万円ぐらい商品が上がったのか。これについて、ちょっとご説明願えれば、以上2点、お願いします。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

今回、この令和4年度の本山町小型動力ポンプ付積載車購入事業で、これは議会に付すべき、契約議決を付すべき内容だったということをお最近になって、これ気づいたということでございます。それで、これは駄目だということで、過去に遡ってそういうケースがないのかということも調査をして、追認をして、あればもうこれは全部出して追認をしてい

ただこうということで、調べてこの5件が出てきたものでございます。価格につきましては、担当課長のほうで答弁をいたします。

○議長（岩本誠生君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）同じ型式のポンプ車ではないかということですが、この間の物価高騰等によりまして、資機材の値段が高騰したということで、価格が上がったということでございます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

質疑ありませんか。

質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

討論の申出なしと認めます。

議案第75号 財産の取得について、追認の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第75号 財産の取得について（追認）を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。全会一致であります。

したがって、議案第75号 財産の取得について（追認）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長から一言申し上げます。

この議案については、全会一致で可決をされましたけれども、議員各位からの話もあったように、今後こういうことのないように、事務の徹底、法令の遵守、ぜひとも十分な対応をしていただきたい。議長からもご注意申し上げておきます。

~~~~~

日程第10. 発議第13号 子どものために保育士配置基準の引上げを求める意見書(案)

○議長（岩本誠生君）日程を続けます。

日程第10、発議第13号 子どものために保育士配置基準の引上げを求める意見書(案)を議題といたします。

発議者に提案並びに提案理由の説明を求めます。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で提案並びに提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）この内容、全てではございませんが、過去に何回かこの場で議論し

て、今回は私も賛同させていただいて、意見書が採択されたと思います。今回も内容的なものが75年ぶりに配置基準が改善されると。これは、当然こちらにも明記しております。子ども未来戦略方針の中でうたわれていると思います。

上の引上げを求める意見書とありますが、早期な実施を求める意見書だと思われませんが、その内容はともかく、今どうしてこれを出す必要があるのか。今までに何回か出して議論して、上げて、ある程度骨格は認められております。それと、以前同僚議員から、本山の事情も話がありました。だんだん本山の出生というの、子どもたちも減ってきております。10名ぐらい。早期にこれを出す必要性というのを若干お伺いできたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）やはり保育園問題等、繰り返して訴えていくということは非常に大事で、本町の保育園なんかにおいても長時間労働とかいろいろ厳しい現状に置かれております。国へも全国から意見書上げて、絶えずぎっちりぎっちりこういう声があるんだということを国へ届けるということは非常に大事で、こういうことを意見書上げて繰り返していくことにより、よりよき保育配置基準よくなるということは、やっぱり保育園に通う児童、子どもさんの非常によいことになる。そのためにも強い運動で絶えず改善、改善につなげていく。一步一步階段を踏み上がっていかんと、なかなか行きにくんじゃないかと私は捉えております。

以上です。

（「賛同者として補足説明をさせていただきます」の声あり）

○議長（岩本誠生君）討論ではありません。質疑です。

質疑をしてください。

賛成者として答弁をするということ。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）提出者の大石議員からの説明もありましたけれども、この提出をした背景とその後の若干の動きがありますので、去年、採択をしていただいたものをもう一度取り上げるということの説明を少し加えさせていただきたいと思います。

ここに書かれているように、2023年6月には閣議決定をしてこの方針が盛り込まれたとなっておりますが、この方針の措置の仕方が加算で措置をするというものです。ですから、この30から25に減したところに、したところにだけ加算措置をするということで、基準そのものでいわゆる保育単価を変えるというものではなかったということで、少しそこに不十分があるということでございます。

そして、しかしそうした中で、ここの陳情が出た団体は、高知県保育運動連絡会というところで、会長は田中きよむさん、本山町の社会福祉大会でも講師をされた方でございますが、その人たちもこういうふうに議会に陳情するだけではなくて、署名を集めて国会へ請願署名を出しております。その際、これは党派を問わずに国会議員に賛同してやっ

てもらわなければならないのですが、高知県選出の中谷、尾崎両衆議院議員もその賛同というか、賛同として取り扱い、名前を連ねるといふことで、この保育の問題、子育ての問題については、いろんな方面から声を上げていってこそ変わってくるというふうの中谷議員は、もうこの何年間も自分が国務大臣以外るときには賛同していただくというようなことを聞いております。陳情の団体から。

そういったこともありますし、そして先般、先般というか今年でした、今月11日にも政府の方針で、これ報道されておりましたが、4歳児から5歳児のこの基準を76年ぶりに見直すと、来年度から、そういう方針を公表をもされております。それは、なぜこういうふうになったかという、先ほど言いました加算措置では駄目だと。基準を変えるべきだということ、方針を変えてきたわけです。そして、さらにこの意見書が大事だと思うのは、その公表はしましたが、これは経過措置を設けております。何でもするときは多少経過措置があるわけですので、突然本山においても来年から保育士の基準は変わったといふ、保育の人材があるわけじゃありませんので、経過措置でございます。

ところが、この経過措置が無期限となっております。そういうことからすると、やはりこれをとにかく早急にとかいうことで、速やかに実施するということが要望事項でございますが、そういう経過がありますので、去年の流れから、そして運動団体の皆さんが、現場の皆さんがというふうな声を上げ、そしてこの議会でも本山町の保育の現場の実態がお話が出ました。11時間保育を預かる、その中でもしかし、労働者は8時間労働ですので、昼休みを取りながらやらなければいけません。それで、子どもがお昼寝の時間に交代をしながら昼休みを取っている状況にあります。しかし今、全国的にも保育園児の死亡事故、休眠時に起こっております。子どもが寝ているからといって、放りっ放しにはできない。きちんと見回りをしなければならない。そういう実態が本山保育にもあるということをおし添えまして、ぜひこの出された陳情、意見書として採択を、本山町議会を通してやっていくべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

質疑はないようでありますので、次に討論の申出はありませんか。

2番、川村太志さん。

○2番（川村太志君）この意見書、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、6月13日に閣議決定をされております。その中で、この改善のほうも盛り込まれております。首相官邸のホームページのほうで、12月11日に行われた会議、こども未来戦略会議の後の岸田総理の文のところで、来年度予算とともに年末までにこども未来戦略を取りまとめると。その上で、来年の通常国会に必要な法案を提出し、スピード感を持って実行に移していくと言っておりますので、わざわざこれを提出する必要はないと思っておりますので、反対させていただきます。

○議長（岩本誠生君）ただいま反対討論がありました。

賛成討論の申出はありませんか。

賛成者だね。賛成者ですけ、分かっています。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）先ほど私、上地議員の質問に対してのお答えの中で、申し上げた内容がそのまま反対だと言われたことに、私の説明不足があったかと思ひまして、もう一度お話をさせていただきたいと思うんですが、そのとおりです。私がこの書いてあるように、6月に閣議決定をしたと。

しかし、その中身はまだまだ加算をするというだけであって、不十分であったので、そうして全国でいろんな運動が起こり、国会議員の紹介議員にもなってくれる中で、大きな声が起こり、このままではいけないということで政府方針が新たに12月11日に出され、その方針の中では30に定数を25に、子どもの基準を30人に1人の保育士を25人に1人に直す。あるいは3歳児についても、20人から15人と、こういうふうにしますということで、それは先ほど川村議員言われたとおりのことです。私も言ったとおりでございます。

ところが、ただそれには経過措置がついていて、いつまでにしなければならない、普通経過措置は2年とか3年とかあるべきなんです。これが期限は未定だと、こういうことになっているので、そここのところ速やかに実施させるためにもこの方針が出てくるからこそ、これは後押しするための意見書であるというふうに思いますので、賛成の立場でのもう一度同じようなことになりましたが、賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）反対の討論はありませんか。

ほかに討論がないようでしたら、討論を終結します。

ここで反対者がありましたので、ここで採決を取りたいと思います。

発議第13号 子どものために保育士配置基準の引上げを求める意見書（案）について、提出することに賛成の諸君の起立を求めます。提出すること。

賛成少数でありますので、この意見書については、提出をしないことに決定をいたしました。

~~~~~

日程第11． 発議第14号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書（案）

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第11、発議第14号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書（案）を議題としまして、発議者に提案並びに提案理由の説明を求めます。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で提案並びに提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「議長、賛成者がいるので、補足説明を」の声あり）賛成者において、補足説明。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）資料の配付をしたいので、休憩をお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）資料配付のため暫時休憩します。

休憩 14：14

再開 14：15

○議長（岩本誠生君）資料の配付が終わりましたので、賛成者からの補足説明を求めます。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）賛成者より提案理由の補足説明がありました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）4点ほどお伺いしたいと思います。

外国人労働者が帰国する際に、脱退一時金が支払われるようになった、このもともとのできた制度、この背景についてお伺いをいたします。

そして、二つ目、外国人労働者が脱退一時金を受け取ることと、派遣労働者が雇われた場合の不公平感について説明がありました。これは日本人であれば雇われた時点で何らかの措置があったり、あるいは年金についても納入の免除があったりとか、いろんな措置があると思いますが、一律にこういうふうに格差が、一律というか一時金がもらえるとかこられんかというだけのことで、それから脱退ができないとかいうことでありますが、そこは具体的にどういう格差がきちんと同じ土俵に乗せて格差を見ているのか、その説明がいただきたいです。

三つ目、脱退一時金を受け取った外国人労働者が生活保護需給対象になると、これはもう全てがなるような説明をしましたが、これが全員ではないと思いますけれども、その統計的に関係性がきちんと証明されているのかどうか、そのところをお話をいただきたい。地方財政を具体的にどれだけ圧迫をしているのかということでございます。

四つ目、年金制度の是正というふうに求めておりますけれども、日本人と同じようにという言い方をされたと思いますが、是正は具体的にどのような是正かなと思いましたが、外国人労働者に対して、日本人と同じ年金制度を適用するのはちょっと無理があるんじゃないかなと思いますが、その点、具体的にどういう是正なのか説明いただきたいと思いません。

議長、以上です。

○議長（岩本誠生君）ただいまの質疑について、提案者並びに賛成者の答弁を求めます。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）制度のできたところは、ちょっと調べてみないと、そこまではちょっと調べるのに時間かかると思いますが、やはりこういう制度があれば日本人にもこの制度を当てはめてもらえると非常に安心して働けるのではないかと思います。やっぱり日本でも正職員のひととパートとか派遣とかの個人事業主と非常に不安定な状態で働いている人も多い。

仕事がなくなったりとか、年金とか年数たっていなかったら年金低かったりなる、日本人の場合はやっぱり年金ももらえないとかいう場合も出てくるが、外国から働きに来てくれている方たちは外国へ帰るときに年金の免除とか、一時金もらったり、また今度帰ってきたら年金払ってなくても年金受けれる。安定性ができておる。非常に日本の若い人たちとか、高齢者でも一緒ですけれども、非常に日本では働きづらい日本人はなってきたおる、格差が広がってきております。

そういう中で、やはりこの格差是正というのは非常に大事じゃないかというふうに、この制度ができた頃はまだ外国から働きに来る人も少なかったと思われませんが、今こういう制度があると日本に来て手続して年金をもらったりとかいうふうにしても、それが通ってしまうこともあるんじゃないかというふうに危惧もせられます。外国から働きに来た人も、日本で働く人もみんなが等しく幸せに働いていけるような社会をつくっていくことが非常に大事じゃないかと捉えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）賛成者によって補足ありますか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）まず、日本の法制度というのは性善説に立っております。しかしながら、世間の人には性善説には立たずに法の抜け穴というのを探します。かつての日本におきましては、日本に一時的に来まして、帰国したらもう再度日本には来ないだろう。だから、制度をつくったときには年金の脱退一時金を差上げると。日本の年金制度で、この方はもう一度帰国したらもう関係ないんだからという制度でございましたが、しかしながら、再入国が可能な制度である。出たり入ったりができる。それが日本が開かれた国であるということでございますが、だから再入国をしてまた働きながらと。挙句の果てに年金がなかった。そのときには既に日本の永住権を持っていた。

そして、だから制度ができた背景としては、恐らく日本は制度をつくったときに性善説に立ってつくったんだらうと。また、これで外国人の生活保護がこれによってどれだけ起因しているか。そういうことを言っているんじゃないんですよ。日本人と外国人と、今後外国人をたくさん日本に入れて、技能実習生2号として働かすときに、日本人と同じような年金制度にしましょうよということを我々は訴えているんであって、そしてどう不公平

があるかということは、この簡単に②のほうの漫画のほうに描かれております。同じ派遣社員で雇い止めにされた場合、日本人と海外へ帰って再入国した方、どう不公平があるのかということ、簡単に書いていますので、それを参考にいただければと思います。

ですから、この意見書の発議をした場合に、じゃ、その実数は幾らあるか。一般質問しているんじゃないので、そこまでの数字は一切調べておりません。逆に、質問者に対してそれを聞くのは酷じゃないです。私この法律、現在、これが立法者として議員提案として条例をつくるんだったらそこら辺まで調べていますけれども、これは政府に出す意見書でございまして、政府のほうでしかるべき厚生労働省のほうで数を調べて、実際がどうなのかということはしかるべき意見書が通ってから、政府のほうにさせていただきたいと思いません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）4番、再質問。

松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）少し質問聞きまして、そごがあるなと思ひまして、この質問の趣旨は、質問じゃなくて意見書の趣旨は、このペーパーに書かれてあるとおりで、地方財政を圧迫しない制度のということで、だから、地方財政を圧迫しているということを強く言っていると思ひましたが、私が生活保護が増えることとのそごはどうなのかと言ったことに対しては、それは関係ないんだと言ひました。

要は、一時金、年金制度を変えてもらひたい。そして、提案者はこの年金制度、日本の年金制度を外国人が脱退一時金がもらえるように変えてもらえたほうがいいんじゃないかと言ひました。賛同者のほうは、日本の制度に合わせと言ひました。これ、整合性がないですが、お伺ひします。

○議長（岩本誠生君）意見調整をしてから言ってくださいよ。いいですか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）私は、この年金制度、意見書（案）の分を出しております。ちょっと個人的な意見も入ったかも分かんですけども、それと地方財政圧迫いうのはやっぱり外国の人が日本へ来て年金もらってというふうなことが非常に多くなると、やはり地方財政の圧迫にもなってくるんじゃないか。相当ということを危惧しております。意見書（案）に沿って、意見書のように考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）その趣旨は理解しました。ただ、その中で大石議員が外国人も、外国人が年金をもらおうと圧迫すると言ひましたが、これは年金をもらえないから生活保護になっているという趣旨でしたので、それは説明、解釈が違ってないですか。

以上です。

○議長（岩本誠生君）今の質疑の意味、分かりましたか。

暫時休憩しますので、意見調整してください。

休憩 14:30

再開 14:31

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）意見書にも言ったように、無年金である外国人の方の増加、脱退一時金を請求した方は、永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、やっぱり政府においても地方財政圧迫しないように制度の是正を強く要望するというので、無年金である外国人の方が日本に来た場合に、生活保護等で地方財政を圧迫するのではないかということであります。

以上。

○議長（岩本誠生君）どうしてもということであれば4回目、認めますけれども。もういいですか。

ほかに質疑ありますか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）この年金制度によるというのは、なかなかちょっと勉強もして研究もせないかんとおもいます。なかなか難しいような、仮に我が国に在留を続けて生活が困窮した場合は、生活保護の支給対象となりますと言うけれども、これもし例えば、ちょっと本当に勉強不足で言うこと分からんかも分からんけれども、例えば外国人がこっちへ日本に来て5年勤めた。勤めて、本人が申請をしないと一時金というのはもらえないんですよ。

ただ、これは勤めたからというて、勝手にするというか、本人が申請をする。例えば、生活保護を受けるにしても本人が申請するんじゃないんでしょうか。ちょっとそのところ、なかなか勉強不足で申し訳ないけれども。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）その説明は、①のほうの漫画のほうに書いておまして、派遣社員って、例えば5年勤めて、もう国に帰ったらそのときに退職金以外のお金をやるけど、本人は自分の年金をその場合は崩されていること一切関知していないんですよ。要するに、これは悪い会社と悪い税理士が組んで、本人が知らない間にやられている話で、逆に国にこの制度を知っている外国人は、1回辞めて国に帰ったらまとまったお金がもらえるということを知っている外国人もいるんです。

そういうふうな形で、確かに生活保護も本人が申請しなかったら国の負担にも地方自治体の負担にもならない。これも一時帰国したときに脱退一時金がもらえる、その申請をしなかったら負担にはならないのは、中山議員が言ったとおりなんです。しかしながら、こ

れが10年間で累計が72万件発生しているというのは、脱退一時金を申請しているのがこれ歴然たる事実で、年間約7万件以上存在しているのが事実と。

それと、先ほどの補足、地方財政を圧迫しているというのは、これは例えば生活保護になった場合に基礎自治体の生活保護費の負担が全体の生活保護費の4分の1は基礎自治体が持たなければならないという原則がございますので、そういうふうな意味と地方自治体の地方財政を圧迫するというのは、その意味で提案者のほうは述べられております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）この絵もを見せていただいたんですけども、何か腹黒い税理士がおるとかいうような感じで取れるけれども、何かもうちょっと自分としたら、自分の意見としたら、もう少し自分が研究してちょっと勉強もしたいなと思って、一応この申請が本人がせん限りは生活保護も受けなくてもいい。受けられないし、例えば5年間働いて、国へ帰ってそのまま一時金もらわずに、まずは今度また来たいということで、日本に来て3年ぐらい働くという感じになるんですけども、5年間やって一時金もろうて、そのもろうた人がまた日本へもう来ないとなる場合もあるんですよ。

もうちょっと自分なりに研究して勉強しないと、今のところすみません。意図は分かるんですけども、ちょっと勉強してみます。

○議長（岩本誠生君）質疑みたいで質疑じゃなかったみたいですけども、よろしいですか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）何か5年間というのは、5年を超すと正社員にせんといかんので、会社と企業としては、やっぱり正社員にならんように5年の手前で1回退職して、また5年内でを繰り返しているようで、これは外国人だけではなく日本人なんかもそんなふうになっているんじゃないかと思われま。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）若干お伺いいたします。

その前段として技能実習ということで、この本山町にもそういうことで外国からおいでいる方もおられます。労働力として、いろいろな形で協力もいただいている事例もあるかと思いますが、ただ、1点私は確認したいんですが、当然、一時金なのでかけた保険料の満額じゃなくて、それぞれ率がこちらの資料にも示されておりました。この意見書の趣旨的なもの、一時金の是正ということで、これも全く一時金を請求しても認めないよと、一時金は請求できないよというようなことが趣旨なんですか。その確認です。

○議長（岩本誠生君）ただいまの質疑に対して、提案者並びに賛成者の答弁を求めます。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）脱退一時金を請求した方は、永続的に帰国するという前提とか、制度の趣旨に立ち返るといふことの意見書であります。前にも子ども手当等があった場合にも、みんながみんなじゃないんですけども、養子縁組とかして何百人も子どもがおるみたいな中で、日本へ届けたらそれができるといふうな制度をちょっと取り違えてされる外国の方もおったりされるので、やはり今のネット社会でありますので、日本の制度に沿ったように、性善説に立ち返っていろいろやってもらうということが非常に大事で、これがそのまま通るとやっぱり世界中から何十億人も日本へこの制度を使われた場合には、日本がちょっと財政的に無理じゃないかとも思われます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、いいですか。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）恐らく趣旨的なものが日本人とあまり格差のないようなことの制度的なもので見直ししてもらいたいというのが趣旨じゃないかなと拝見しました。

また、一方では現に技能実習という人たちにそれぞれの介護の現場であったり、第1次産業の部分であったり、そういう場で実際就労していただいて、いろいろな形でそれぞれの産業発展しているわけなので、やはり総合的に考えれば格差のないというのをどの辺にするかというのがもう少し明確に出ておれば読み取れるんですが、確かにそれぞれの弊害をご報告もありました。説明もありました。私なりにそれも含めて、少し考えさせていただきます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

質疑ないようでしたら、質疑を終結したいと思います。よろしいですか。

8番、大石教政さん。一言。

○8番（大石教政君）この一時金の仕組みというのが日本で5年以内で働いて、一時金を支払うということは、働いた外国人の方の年金がなくなっていくということ、脱退一時金というのは、結局は自分で働いている年金を、年金がなくなって無年金になるために結局年金がなくなっていくというような、自分の年金が一時金で持って帰っているような今、趣旨になっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ないので、質疑を終結することにします。

討論の申出はありませんか。反対の討論。反対ですか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）反対の立場で討論をさせていただきます。

今、外国人労働者の移動が大変増えているということです。しかし、そうした下で国境を超えて移動する労働者は、母国にとどまる場合に比べて、社会保障に関して大変不利になる可能性もあります。もちろん、社会保障が整っていない国から労働者もおりますけれ



ども、やはりその原因は今言ったように、それぞれその労働者にとって各国の社会保障制度は、必ずしも整合的なものになっていないということになっております。

それで、社会保障協定というのがございまして、日本も幾つかの国と社会保障協定、結んでおります。社会保障協定は、外国人労働者の母国と日本において、社会保障に二重加入することを防ぎ、日本と相手国の年金加入期間を互いに通算すること、これができるようにした制度であります。

つまり、日本で働いて納めた分については、母国でしたことと同じ扱いになるということになります。日本は、皆年金制度を取っている国でございます。ですので、日本で生活する以上、何らかの年金に加入をすることは、それは日本にいる間は外国人にとっても日本人にとっても同じ扱いになります。

ただ、この脱退一時金制度ができた背景には、よく性善説とかいうふうな言い方をされましたが、先ほど言いました協定を結んでいない国からの労働者が来た場合に、とにかく日本で年金をかけてもらわないけません。

ただ、その場合、期間が限られているということがあるので、なりますが、日本で社会保障の加入条件を満たすのは老齢年金は10年です。10年はかけなければいけない。ただ、3年とか5年とかできているのに、それをかけるというのは、労働者にとっては掛け捨てになるということになります。それでは、労働者かけたがらない。会社もかけたがらないということになるということを防ぐために、脱退のときには一時金ですので、かけたお金が全部戻るわけではございません。そういう制度をして、日本で働く以上は日本の年金制度に入ってくださいと、こういうことがあったというふうに私は認識をしています。

脱退一時金は日本人のための制度ではなくて、日本に在留して、年金保険料を支払う外国人に対する制度でできたということですので、そもそもこれ違うわけで、そして派遣労働者がいきなりの首切りをされるとか、そういった場合の措置は、日本の社会保障制度を充実することによって補わなければなりませんし、まだ、十分ではないけれども、この年金の免除制度もございまして。そして、生活保護の制度もありますし、特にこの間、リーマンショック以降、派遣切りがあつて、それに対しての社会保障制度というか、少し手厚いものができたり、あるいは社会福祉協議会などで、このコロナでもそうでしたけれども、それなりの手助けをするという制度を構築しておりますということと比べて、全く不平等というふうに捉えるのは間違っているというふうに思います。

そして、漫画の問題です。これは本当に悪徳の弁護士か税理士か、会社がやっている。これはあるいは私は脱法行為、組織的に行われるのであれば、それをきちんと取り締まるというふうにして、きちんと働いている人の外国人労働者に対しては手だてをしていくと。その人がこの脱退一時金、申請主義ですので、また将来日本に来て、日本の年金もらいたいと思えば5年で帰っても脱退一時金を受け取らずに帰り、また再入国をして5年、10年働いて、永住資格を取って日本で暮らそうと思えば日本の年金が受けれる資格ができるわけです。そういうふうを選択をすることができる。しかし、繰り返すなということと言

っても、その時点でもう来ないと思っけていても、いろいろな事情があつて来るようになるかもしれない。そういうことを妨げるものではないということですので、やはりこの脱退一時金でもともとはそういう多国間の労働者が移動する中で、社会保障の制度どうしていくか、ヨーロッパのように地続きの国ではそれなりの制度が構築されております。しかし、日本はなかなかまだそういう意味では、私開かれた国というふうに提案者も言いましたが、そういう社会保障制度においては、国際社会の中ではまだまだ私は後進国だと思っけています。

解決すべきは、いかにも外国人労働者が入つてきて、日本の財政が大変になるということではなくて、どこの国においても働きやすい、グローバルな日本政府であるように、そこを求めていくべきではないかというふうに社会保障協定を結ぶ国をさらに進めていく、そういうことをすべきであると思っけていますので、今回の提案は、少し提案者も混乱をしたように、まだまだこの年金制度の意味が分からずに提案をしながら、脱退一時金の問題と生活の保護の問題と、本来社会保障制度で手当てする問題をごちゃごちゃにして提案をしているように思っけていますので、これは提案者が本当に充分分らないことを私たち、やっぱり議会人としては労働者、やっぱり国民の人権、それは外国人であつても守る立場から見れば、今回この意見書、もう少し整理して出されたらそれなりに考える余地があるというふうに思っけるところもないではないですが、あまり整理をされないままの提案では、これを可決するということには、少し本山町の議会人としての良識が問われるぐらいに私は思っけております。ということで、反対討論、以上終わります。

○議長（岩本誠生君）ただいま反対討論がありました。

賛成討論はありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）この問題は、なぜ永住者にまで脱退一時金が支給されているかということが問題になっているのでありまして、永住者というのは、この日本という国の日本人と同様にこの日本のついの住みかとして暮らしていこうと。そして、日本の社会保険制度を利用する必然性が非常に高い存在である。それにもかかわらず、一時的に海外帰国する場合に脱退一時金が受け取れる制度。だから、日本人と同様な社会保険制度にしなければならないのではないか。年金の納税義務が免除される脱退を繰り返して、そして挙句の果てには将来的に無年金とか低年金になることを防がなければならないのではないかという危惧がされるから、この外国人への脱退一時金の制度をもう一度政府として見直して、きちんと制度をつくり直そうということを求めている意見書でございます。

現実に過去10年間に72万件もの脱退一時金を受けている方、そして、この中で多くの方がまた再入国しているというのが現実にあります。それに対して、国としてきちんと制度として確立したいということで、この意見書を出させていただきたいと思っけています。

以上、賛成討論をさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）ほかに反対討論はありませんか。

ないようでしたら、討論はこれで終結します。

反対討論、賛成討論がありましたので、この意見書については、お諮りして提出の賛否を問いたいと思います。

発議第14号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書（案）について、提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成多数です。賛成多数でありますので、この意見書については提出をすることにいたします。提出先等については、議長に一任願います。

~~~~~

日程第12. 発議第15号 米軍・自衛隊のすべてのオスプレイの飛行中止等を求める意見書（案）

○議長（岩本誠生君）続いて、発議第15号 米軍・自衛隊のすべてのオスプレイの飛行中止等を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者に提案並びに提案理由の説明を求めます。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）（別紙のとおり提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）提案並びに提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）米軍による低空飛行とか輸送機等も飛んだりもしております。これは日米地位協定もあり、1960年1月19日にワシントンで結ばれておることにより、飛んどると思われまます。この嶺北地域で繰り返されているのが危険な飛行訓練中止を、絶えず、これぎっちりぎっちり意見書で出しておりますが、これがなかなか低空飛行がやまらないということは、どのように捉えておられるのか。

これは、繰り返し繰り返し出しておる非常に大事なことですが、これがぎっちり繰り返さないかん原因というか、どのように捉えておって本山、嶺北危険飛行の中止をどのようにしたら解決ができると思われておるのか。

国においては、やっぱり米軍アメリカに守ってもらわないかん、地域協定の中で飛行禁止区域はなかなか米軍のほうにはない。これを改善するようにやっついていかないといけないと思われまますが、これが何十年も改善してこられていない。これの原因というか、背景はどのように質問者には捉えておる、発議者は捉えておるのか。また、これの解決策をどのように持つておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）この米軍機が低空飛行を繰り返す背景は、大石議員言われましたように地位協定でございます。この地位協定は大変不平等にできておまして、自衛隊も含

めて日本の飛行機は日本の航空法を守らなければならない、安全に航行をしなければならないし、高度もそれから区域も制限をされております。

ところが、アメリカはどうぞご自由に飛んでくださいということになっておりまして、この不平等な地位協定を正さない限りは直らないと思います。それで、しかし意見書上げるときには、とにかく子どもが怖がるような低空飛行駄目じゃないかというようなことで、やめてくれということはお願ひ、お願ひというか意見書、陳情いたしますけれども、これは全国の米軍基地のある都市、県の知事会もこの幾ら何でも地位協定は不平等だと。知事会も、この地位協定見直しを政府あるいはアメリカ側にして、対しても求めております。

そういうふうには知事会の中でも地位協定見直しをせよという声を、またさらに強くするためには、地方からこういう声が上がっていると。これは、日本国内だけで済む問題ではありませんので、大変時間のかかる、米軍機の低空飛行訓練がこの嶺北地域で確認されたのは1990年頃からです。それから言えば、もう本当に40年近くなるんじゃないかと思いますが、1994年に米軍機が墜落してもう大方30年というようなときになりました。それでも私たちは、それを諦めることなく繰り返し繰り返し、いつもいつもこういう意見書を上げているのではなくて、何か事故が起こるとか、とにかく超低空が繰り返されるとかいうときには、声を上げていかなければ、これを認めたことになると思いますので、確かにこの意見書がここで採択をされたからといって、明日から飛ばんということにはなりません。

しかし、その意思表示をしていく、このことが大事だというふうに、そして特に先ほども申し上げましたが、本山町の住民組織で、住民でつくる嶺北平和委員会という組織からの陳情です。私たちはこれを大事に受け止める必要があると思います。答弁になっているでしょうか。

終わります。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）やはりこれを何十年も出している非常に大事なことです、根本にある地位協定を変えていくというふうな、そこまで踏み込んだ運動をしていくことが非常に大事で、これを解決に向けた取組ということへも力を入れて、この意見書を出すことも非常にいいんですが、それと一緒に地位協定改善、根本的に危険な飛行はしないというような、そういう運動につなげていかないとなかなか地位協定がある限りは幾ら事故があっても、事故の後も米軍のジェット機も飛んで、非常に危険性を感じております。

それで、これを進めるためには、やはりこういう意見書にまだ地位協定の改善とかを書き込んで、より強く実現可能性のあるように持っていくことが非常に本山町議会議員に求められた使命じゃないかと捉えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）大石議員のご提案に、一部質問と思いましたのでお答えをいたしま

す。

この嶺北平和委員会及び全国の平和を求める仲間は、地位協定の改善を目指した運動をしております。これは、運動団体として運動をしております。このたび、その運動団体から、運動団体は確かに地位協定を見直すべきと言っていますが、今回は、せめてこれのオスプレイの事故を受けて、オスプレイの事故究明がされるまでは中止をしてくれと。そして、この上空を飛ぶ低空飛行をやめてくれということの趣旨でございます。

この趣旨を受け止めて、今回はこれでしたらいいんじゃないかと。そしてまた、この運動団体のほうから地位協定を見直せということが出されれば、それでまた論議をしたらいいと思いますが、地位協定の見直しはなかなか先ほども言いましたが、外交的な問題が絡んでいますので、道を見いだすのがなかなか難しい問題だというふうに私は捉えております。

しかし、この上を飛ぶ、今落ちたものに対しての究明を求めるというのは、地位協定に関係なく求められるものなので、取りあえず今回はこれを求めたんだというふうに理解をしておりますので、この地位協定が入っていないからといって、この意見書を否決にするということにはならないと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 質疑ですね。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君） 地位協定がなかなか外交が絡んで難しいというふうに捉えておりますが、やっぱり地位協定から変えて、平和な空になっていく。危険性のないところで訓練をしてもらうというふうに持っていけると、地位協定が難しい、難しい言いよつたらなかなかこの問題の根本的解決にならないので、やっぱりそこは粘り強く取り組んでいく。

また今、オスプレイの飛行は米国のほうで原因究明まで中止にもなっており、究明を進めてくれておると思います。私は、この意見書を出すことは賛成ですけれども、やっぱりより踏み込んで根本的解決へ力を入れて、外交も日本の国民がそれぞれ外交の責任も負っておるですから、それが非常に大事じゃないかというふうに捉えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 質疑は賛成討論になったようなところもありますけれども、ほかに質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君） 今提案者のほうからも、それから9番議員のほうからも現在、8番か、言っていました、現在のところ原因が究明するまでオスプレイは世界で飛行しないということになっています。

それを踏まえて、それが意見書に沿うかどうか。例えば、実現されていることに対して意見書を出すことがそうかどうかということは別にいたしまして、まず1番のところ、機体の配備の見直しをすること。これ輸送量だとか、それから距離、後方支援の輸送手段と

しては大変有効なものです。ヘリコプターだと輸送量が小さくて、距離も短い。スピードも遅いということでできないのに、ここで機体の配備の見直しをするということになれば、大変防衛に対して大きな影響を受けるんじゃないかと危惧していますが、その代替とかいうのではなくても、全面的にそういった航法はもうやめたほうがいいという判断でここに載せられているのかというのが一つの質問です。

それと、2番目の低空飛行訓練を中止、低空飛行、多分ちょっと私は高度、航空法1,500メートルのところより下というのは確認していませんけれども、訓練をしているのかなど。この嶺北地方のところで、本当に訓練しているのかなと私は疑問に思うんです。単なる訓練エリアから岩国の基地に帰っているだけ。あるいは訓練場に行っているだけであって、飛行するだけであって、訓練はしていないんじゃないかと思うんですけれども、飛行訓練の中止と書いていますが、訓練の確認されているかどうか回答を求めたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）お答えをいたします。

このオスプレイの配備についてですが、これは確かにどうせこうやって撤去したらいいんじゃないかと思えますけれども、なかなか撤去は乱暴なので、きちんと安全確認がされるまではというような思いがあって、それと配備、佐賀空港で自衛隊でありましたら、米軍自衛隊と両方書いていますが、佐賀空港では民間空港と併用するような形とか、民間地が近いのでやめてくれとか、あるいは横田基地です。横田基地は、首都圏にごぞいます。人口密集地にオスプレイの配備はどうかという声もありますので、そういったことも含めて、総合的に配備の見直しを求めているというところではあります。

そして、この訓練なのか移動なのかという問題ですが、これは、実は確かに捉え方の問題はあります。この1994年に米軍機が墜落した際に、米軍が発表しました。日本に8本の訓練ルートがあると。この上空はオレンジルートと呼ばれているというふうに、訓練機というふうにおっしゃっておりました。私たちが少しいろいろ話をするときでも、それは単なる移動であったという言い方もされます。が、しかし移動訓練、移動も含めた米軍機が日本の上空を飛ぶのは単なる移動ではなくて、訓練も含んだ広い意味での訓練になるんだろうというふうに私たちは考えていますので、ここであえて訓練をつけておりましたが、この訓練があることがそれほど支障であるなら、飛行の中止でもいいというふうに思っておりますけれども、そういう意味合いから訓練ということをつけておるところです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）お尋ねいたします。

この1番の米軍・自衛隊全てのオスプレイの飛行中止というのは、既に流れておりますが、機体の配備の見直しということにつきまして、現在これに書かれているとおり、日本には44基のオスプレイがございます。その中で、今回事故を起こしましたCV22、これが6基配備されております。それ以外は全てMV22という機種でございます。

ですから、私としましては、これCV22、6基の配備の見直しということにさせていただいたらよろしいかと思うんですが、なぜならば、これ10万時間当たりの事故率というのが全ての航空機出ておまして、CV22の場合は6.00、MV22は2.27ということで、実はオスプレイのMV22はほかのヘリコプター機と比べても非常に安全ということが言われております。

ですから、事故を起こすオスプレイはCV22が非常に事故を起こしているんでありまして、それとほかの機種も全て一緒にして、これ論じるべきではないかと私は思うんですが、これいかがでしょうか。これ全てのオスプレイということになっておりますが、オスプレイにも2種類機種がありまして、自衛隊としては全て14基、現在木更津駐屯地に配備しているのはMV22という機種でございます。

ですから、全てのオスプレイを一緒にするべきではないと思いますが、その点いかがでしょうか。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）お答えします。

確かに事故率については、その差がありますが、しかし事故を起こしております。それで、オスプレイ全体が事故を起こしやすい安全運行よりもこのヘリポートといわゆる戦闘モードみたいな切替えをすることによって多機能を持たす、そのことによって事故率が多いということであれば、発生の結果だけを見れば確かにCVが欠陥性が高いですけれども、しかし、米軍はMVも含めて今止めていますので、そういう意味ではオスプレイ全体に私は危険性の高いものだというふうに感じております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ございませんか。

ないようでしたら、質疑を終結をいたします。

討論の申出はありませんか。

討論の申出、ないようでありますので、お諮りします。

発議第15号 米軍・自衛隊のすべてのオスプレイの飛行中止等を求める意見書（案）を提出することについては、反対の意見はありませんか。

反対者はありませんか。

提出でよろしいですかということです。

（「3番」の声あり）反対。ということでしたら、採決を取ります。異議あるということでしたら。提出してもよろしいかということですから、異議ありということですね。

異議ありますので、これより採決を取りたいと思います。

発議第15号 米軍・自衛隊のすべてのオスプレイの飛行中止等を求める意見書（案）を提出することについて、賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。

よって、この意見書は提出をすることに決定をいたしました。

なお、提出先につきましては、議長に一任願います。

~~~~~

### 日程第13. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第13に入ります。議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第14. 総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会、更新住宅建設事業等の調査特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第14、総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会、更新住宅建設事業等の調査特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件に係る通知及び閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付したとおり、本山町議会会議規則第73条第1項の規定に基づく所管事務調査に係る通知書が提出されています。あわせて、各常任委員長及び各特別委員長から、本山町議会会議規則第75条の規定により、所管事務の調査事項及び付託事件の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長及び各特別委員長からの申出のとおり、本件について閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び各特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とす

ることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）これで本日の日程は全て終了いたしました。本会議に提出されておりました案件は、全て終了しましたので、会議を閉じたいと思いますが、閉会前に町長より発言を求められておりますので、これを許します。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）議会12月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回、本議会に提出しました条例議案2件、令和5年度一般会計補正予算など予算議案6件、令和4年度の本山町歳入歳出決算認定1件、その他議案2件、そして、追加議案3件につきまして、ご審議の上、適切な議決をいただき、誠にありがとうございました。

特に、議案第75号、追認議案につきましては、議会の議決を要する案件でありましたにもかかわらず、提案を怠っておりました。改めて、深くおわびを申し上げます。

今後、議長からもご指摘をいただきましたけれども、今後このようなことがないように、法令遵守を徹底し、再発防止に万全を期してまいりたいと思います。

また、一般質問で皆様方からご指摘等をいただきましたことにつきましては、今後の行政執行に生かしてまいりたいと存じます。また、貴重なご提言等もいただきました。すぐに取り組めることは取り組んでまいりたいと考えております。また、課題もたくさんございますけれども、今後、職員と共に、この一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと存じます。

一昨年12月16日に町長に就任しまして、間もなく2年となります。一般質問の際にも申し上げましたが、この2年間は私の人生にとっては3年にも4年にも感じられる2年でした。行政運営に当たりまして、何かと不十分な点が多々あったと存じますが、議員の皆様にはご支援を賜り、誠にありがとうございました。今後とも引き続き、職員共々ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いをいたします。

さて、今年も残すところ2週間余りとなりました。今インフルエンザも流行しておりますし、新型コロナウイルス感染症も完全に治まっているわけではなく、特に重症化リスクのある方には注意が必要でございます。

また、年も押し迫ってまいり、何かと気ぜわしい年末でございます。交通事故などにも一層気をつけなければならない時期でもあります。町民の皆様、そして議員の皆様と一緒に元気な明るい新年が迎えられるようご祈念を申し上げまして、言葉は足りませんが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

長時間にわたりますご熱心なご審議、誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）それでは、閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げた

いと思います。

皆様方には大変議事進行にご協力をいただきまして、何とかスムーズに今12月議会、滞りなく終わることができました。誠にありがとうございます。感謝申し上げたいと存じます。

4月に新庁舎から移転してから、何かこうなじめないような、よそにきているような雰囲気でも、12月議会、何とかみんな板についたような感じがいたしまして、やっと本格的なこれから本当に議会活動ができそうな気がいたします。

なお、冒頭でお話しましたように、議会改革ということがもう全国的にまた再び言われております。議員の成り手不足の問題からはじめまして、それに伴う議員報酬の見直しだとか、それから議会基本条例を見直すとか、いろいろな形で改革が進められておりますので、本町の議会としましても、そういうことも踏まえてますますいろいろな形で議会の運営に関しては、共に勉強してまいりたいというふうに思います。

特に、来年度は大きく飛躍をするたつ年であります。上り竜と言われております。そういうことで、来年を飛躍する年にするために、議会としても今まで途絶えておりました子ども議会も何とか復活させて、子どもたちの政治への関心、そういうことも踏まえて、これも当然将来の議員の成り手不足の一つの布石にあるんじゃないかというふうにも思いますし、そういうことも考えてまいりたいし、それから議会における様々な改革をするために、執行部も当然協力をしていただきながら、前々から言われておりますペーパーレス化を図るためのタブレット、今現在使っているタブレットはなかなかこれ使いが悪いというようなことで、議員各位からも妙に使いの悪いというようなこともありますので、財政の都合もありますけれども、また議員間で話し合いながら、新しい一つのことを生み出してまいりたいというふうに思うところであります。

ちょうど今日は12月14日、新暦ではありますけれども、赤穂浪士の討ち入りの日だそうでありまして、何か曇ってきましたので、雪が降るんじゃないかと心配をしているところでございますけれども、いろいろありました。この1年でありますけれども、コロナも落ち着いて、来年はよりよき年になるようにお互いに精進してまいりたいというふうに思います。まずは、来年皆様方によき年であることを祈念をいたしまして、本閉会に当たりましてご挨拶といたします。どうもお疲れさまでした。

では、改めてこれをもって令和5年第8回本山町議会定例会を閉会をいたします。

ご協力ありがとうございました。

令和5年12月14日

午後 3時26分 閉会